

甲種防火管理新規講習実施要領

1. 目的

消防法第8条第1項の規定により、学校・病院・工場・事業所・興行場・百貨店・その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で、その用途・収容人員・建物の規模等によって、甲種又は乙種の資格を有する防火管理者を選任し防火管理上必要な業務を実施しなければなりません。

本講習は、甲種防火管理者の資格を取得させるとともに、防火対象物の関係者に防火管理に関する理解と関心を深めていただき、防火管理体制の質的強化を図るために実施するものです。

2. 主催

一般財団法人 日本防火・防災協会

3. 甲種防火管理者を必要とする対象物

区分	収容人員	建物の延面積
認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設や 複合用途防火対象物で不特定多数の者を収容する防火対象物	10人以上	
【特定防火対象物】 不特定多数の人が出入する防火対象物 〔劇場、遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、病院、 保育園、上記以外の福祉施設等〕	30人以上	300㎡以上
【非特定防火対象物】 特定防火対象物以外の防火対象物 〔共同住宅、学校、事務所、工場、倉庫、その他の事業所等〕	50人以上	500㎡以上

※認知症高齢者グループホーム等は延面積に関係なく、収容人員が10人以上が必要です。

4. 実施日時

令和7年6月19日（木）・6月20日（金）の2日間

5. 定員

60名

6. 申込方法、受講料等

一般財団法人 日本防火・防災協会ホームページで

申込方法等をご確認ください。

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html



7. 実施場所

伊賀市ゆめが丘1丁目1番4号

ゆめぼりすセンター 2階大会議室

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html

8. 問い合わせ先

【講習、申込方法に関する問い合わせ】

一般財団法人 日本防火・防災協会

電話 03-6263-9903

FAX 03-6274-6977

<https://www.n-bouka.or.jp/>

【防火管理者の制度に関する問い合わせ】

伊賀市消防本部 予防課予防係

電話 0595-24-9105

FAX 0595-24-9111

E-mail : yobou@city.iga.lg.jp